

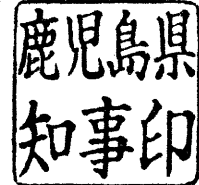
## 産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住 所 福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2567番地  
 氏 名 大谷化学工業株式会社  
 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 大谷勝己

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県知事 伊藤祐一郎



許可の年月日 平成28年 3月 3日  
 許可の有効年月日 平成35年 3月 2日

## 1 事業の範囲

廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く。）、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く。）、がれき類、燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）、汚泥（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）、廃油、廃酸（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）、廃アルカリ（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）、銻さい（水銀含有ばいじん等を含む。）、ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ

以上16種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の収集及び運搬（積替え又は保管を除く。）

## 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

なし

## 3 許可の条件

なし

## 4 許可の更新又は変更の状況

更新許可	平成6年3月3日	
更新許可	平成11年3月3日	
変更許可	平成15年7月24日	取り扱う産業廃棄物の種類に「がれき類、銻さい、ばいじん、木くず、繊維くず、13号廃棄物」を追加
更新許可	平成16年3月3日	
変更届出	平成16年6月21日	取り扱う産業廃棄物の種類から「13号廃棄物」を削除

鹿児島  
知事

変更届出	平成20年5月21日	法人の代表者を「梅田佳暉」から「大谷勝己」に変更
更新許可	平成21年3月3日	
優良確認	平成24年1月17日	
更新許可	平成28年3月3日	
優良認定	平成28年3月3日	
変更届出	平成29年10月13日	取り扱う産業廃棄物の種類の「廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）」を「廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く。）」に、「金属くず（自動車等破砕物を除く。）」を「金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く。）」に、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）」を「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く。）」に、「燃え殻」を「燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）」に、「汚泥」を「汚泥（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）」に、「廃酸」を「廃酸（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）」に、「廃アルカリ」を「廃アルカリ（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）」に、「鉍さい」を「鉍さい（水銀含有ばいじん等を含む。）」に、「ばいじん」を「ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）」に変更

- 5 鹿児島市の積替え許可の有無 有  無
- 6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無  有  無

備考

「優良」の表示は、産業廃棄物収集運搬業の実施に関し優れた能力・実績を有する者として 環境省令で定める基準に適合すると認められたことを示すものです。

